

医療費請求事務担当の皆様へ

平成 30 年 1 月診療分から八戸市の「乳幼児等医療費」および「ひとり親家庭等医療費」の受給資格証が変わります。

- 市への公費負担分の医療費請求が不要になります。
- レセプトに公費番号・受給者番号を記載し、支払基金または国保連にご請求ください。

大変お手数ですが、以下のことにご注意願います。

乳幼児等医療費・ひとり親家庭等医療費共通

- 新しい受給者証で公費番号・受給者番号のご確認をお願いします。
※電話での受給者番号のお問い合わせはご遠慮願います。
- 平成 29 年 12 月診療分までは従来どおり請求してください。
- 公費負担分のお支払はこれまでより 1 ヶ月ほど遅い送金になります。
- 受給者の負担割合、対象年齢に変更はありません。
- 受給者番号は 7 桁の番号となります。
- 古い資格証は有効期間内でも公費番号の記載がないため使用できません。

乳幼児等医療費

- 平成 30 年 1 月以降は、毎年受給者の誕生月に更新される資格証の受給者番号は変更されず、同一の受給者番号になります。

ひとり親家庭等医療費

- 現在のクリーム色の資格証から紫色の資格証に変わります。
- 保護者の方はこれまでどおり償還払いです。

八戸市福祉部 子育て支援課 子育て給付グループ
乳幼児等医療費 担当：山口・工藤
ひとり親家庭等医療費 担当：坂本・安食(あじき)
電話(0178)43-9428 (グループ直通)